

# 定期監査の結果

(平成27年度財務)

愛媛県監査事務局



## 1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第199条第4項の規定による監査)において、同条第1項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

## 2 定期監査の執行状況

平成27年度財務に係る定期監査は229機関に対して実施した。そのうち、167機関は実地により、62機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
<b>知事部局</b>	<b>111</b>	<b>11</b>	<b>122</b>
本庁	65	0	65
地方局	32	0	32
地方機関	14	11	25
<b>諸局</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>5</b>
本庁	5	0	5
<b>教育委員会</b>	<b>32</b>	<b>43</b>	<b>75</b>
本庁	8	0	8
地方機関(高等学校等)	24	43	67
<b>公安委員会</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>17</b>
本庁	1	0	1
地方機関(警察署)	8	8	16
<b>公営企業管理局</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>10</b>
本庁	3	0	3
地方機関(病院等)	7	0	7
<b>合計</b>	<b>167</b>	<b>62</b>	<b>229</b>
<b>本庁</b>	<b>82</b>	<b>0</b>	<b>82</b>
<b>地方機関(地方局を含む。)</b>	<b>85</b>	<b>62</b>	<b>147</b>

## 3 定期監査の結果

### (1) 監査結果の処理区分

#### ア 指摘事項

##### ・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

##### ・文書通知事項

監査委員が、監査を実施した機関に対して、指摘事項を文書で通知するもの

#### イ 指導事項

予備監査において、改善すべき事項を口頭等で伝達するもの

### (2) 指摘事項の状況

平成27年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

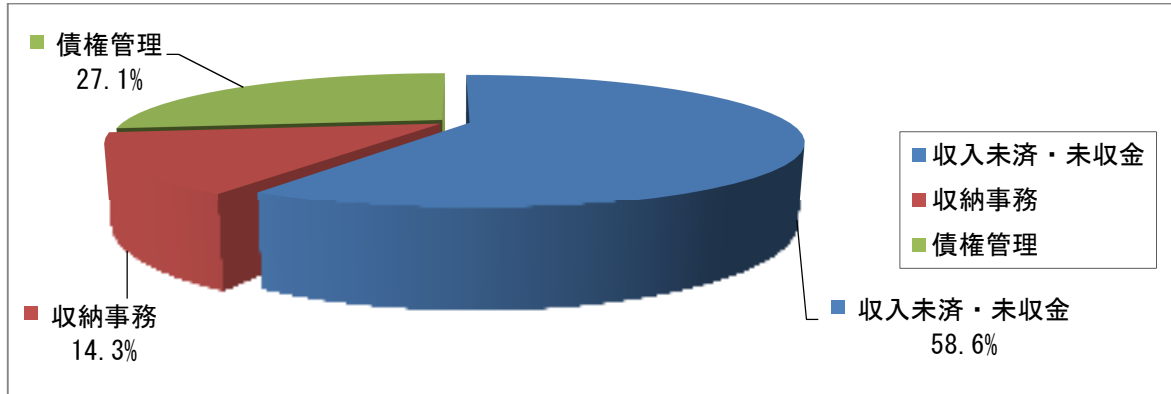
#### ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
普通会計	139	58
企業会計	22	13
<b>合計</b>	<b>161</b>	<b>71</b>

イ 内容別

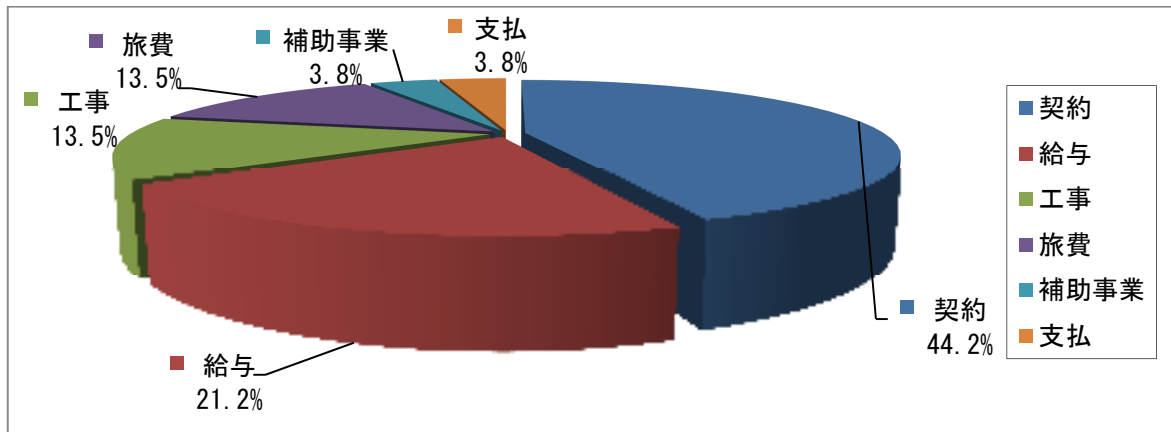
区分	収入	支出	その他	計
指摘件数	70	52	39	161
うち公表	61	2	8	71
構成比 (%)	43.48	32.30	24.22	100.00

(ア) 収入



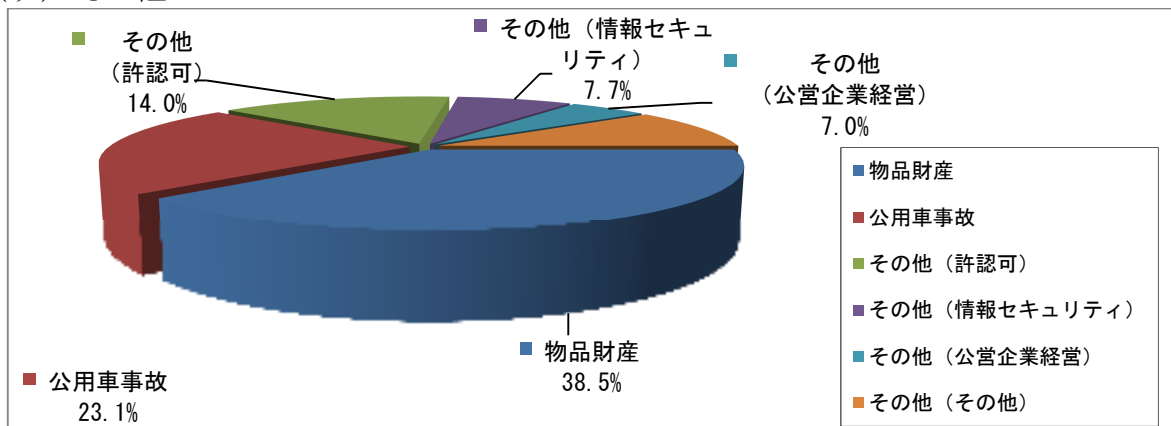
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 41 件、債権管理に関すること 19 件、収納事務に関すること 10 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、契約に関すること 23 件、給与に関すること 11 件、工事に関すること 7 件、旅費に関すること 7 件、補助事業の執行に関すること 2 件、支払に関すること 2 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、物品財産に関すること 15 件、公用車事故に関すること 9 件、その他事務事業に関すること 15 件（うち許認可 6 件、情報セキュリティ 3

件、公営企業経営 2 件等) である。

### (3) 指導事項の状況

平成 27 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。  
 なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

#### ア 会計別

区分	指導件数
普通会計	103
企業会計	6
<b>合計</b>	<b>109</b>

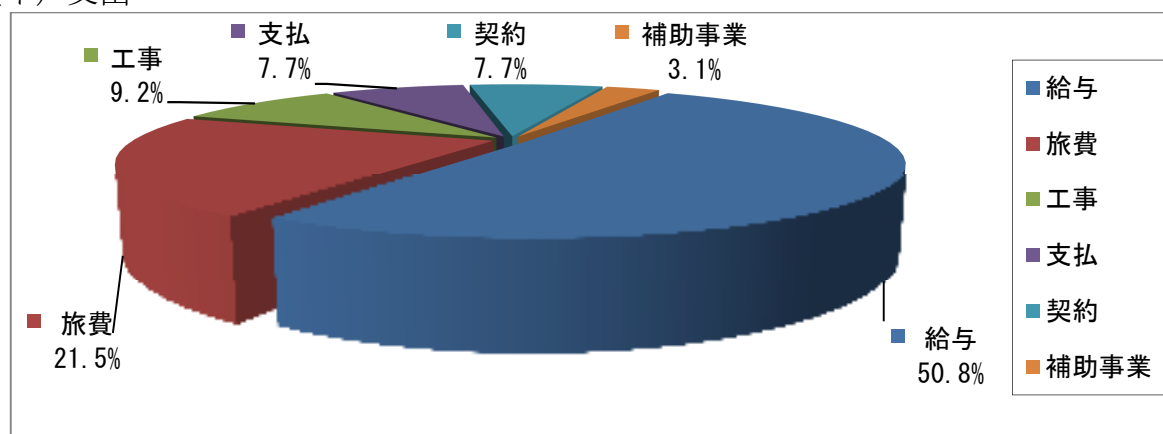
#### イ 内容別

区分	収入	支出	その他	計
指導件数	5	65	39	109
構成比 (%)	4.59	59.63	35.78	100.00

#### (ア) 収入

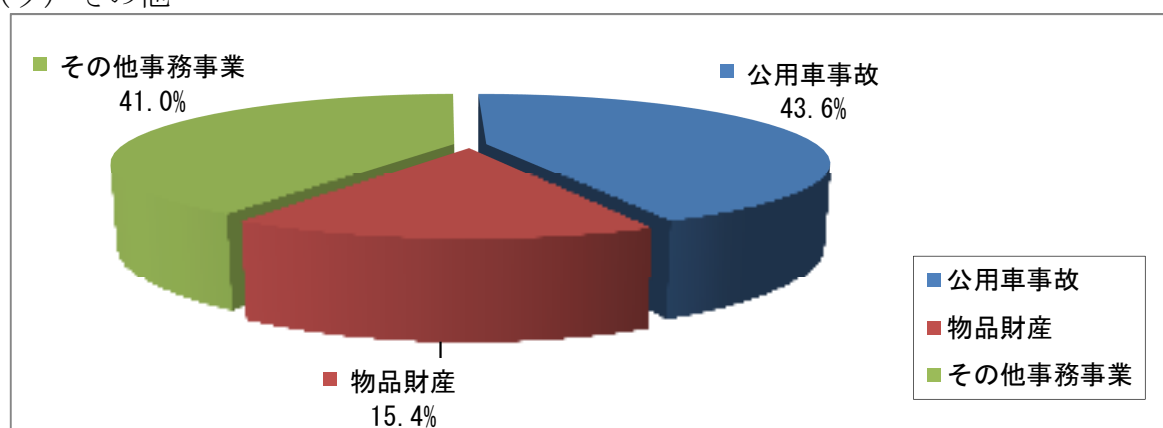
収入に関する指導件数は、収納事務に関すること 5 件である。

#### (イ) 支出



支出に関する指導件数は、給与に関すること 33 件、旅費に関すること 14 件、工事に関すること 6 件、支払に関すること 5 件、契約に関すること 5 件、補助事業の執行に関すること 2 件である。

#### (ウ) その他



その他に関する指導件数は、公用車事故に関すること 17 件、物品財産に関するこ

と 6 件、その他事務事業に関すること 16 件である。

#### 4 組織及び運営の改善合理化等に関する意見

定期監査にあたって、監査委員は、本県の事務処理が最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化や規模の適正化が図られているかという点にも配慮する必要がある（地方自治法第 199 条第 3 項参照）ことから、関係機関に対して、監査結果に基づく「組織及び運営の改善合理化等に関する意見」を提出した。

##### (1) 普通会計

- 一部の機関において、蛇口の閉め忘れによるものと推察される水道料金の増加があったため、庁舎管理により一層万全を期すよう求めたもの
- 高等学校等就学支援金の受給資格認定事務について、受給資格者が特定される恐れがあるため、個人情報に配慮した通知方法の検討を求めたもの
- 廃棄処分するものとして不用決定の承認を受けたまま長期間放置された重要物品や、長期間利用されず今後も使用見込みのない重要物品や原材料について、有効活用策や適切な管理方策の検討を求めたもの
- 公衆電話料金の収納管理事務について、実際の現金収支の明確化と複数職員による収支状況の確認等、現金事故の未然防止を図るための対策を検討するよう求めたもの
- 国等の補助対象事業として民間企業から受託した研究契約において、明文の根拠なく国等の委託事業に係る減免規定を準用し、受領すべき委託料を減額していたため改善を求めたもの
- 契約の相手方を地域限定で求めるなど特別考慮が必要である場合は、具体的理由を明記するよう改善を求めたもの
- 県営事業に係る地元分担金について、所属内の意思決定の有無が不明確なままに、申請があった納期延長を容認していたので、改善策の検討を求めたもの
- 県や市町が負担金を拠出した協議会において、事務局機能と監査機能を同一局内に設置しているのは透明性・公平性の点からも疑問であるため、内部牽制体制の整備が図られるよう求めたもの
- 工事に係る伐採木の使用において、相手方の承諾が確認できないため、改善を求めたもの
- 工事入札において、発注者の入札・契約手続の瑕疵により入札中止や契約解除が発生しているため、内部統制環境の整備を図るよう求めたもの。
- 一部の機関において、工事請負費以外の発注工事に伴い発生する産業廃棄物の運搬及び処分について、国の指針に基づく報告を相手方に提出させていなかったため、履行確認の徹底について指導を求めたもの
- 道路照明灯の電力料金について、道路照明灯の管理関係や電力契約関係を整理するよう、平成 27 年度監査において文書通知をしたが、一部の機関において対応がなされていなかったため、再度、指導徹底するよう求めたもの
- 非常勤嘱託職員の報酬について、報酬日額を給しているにもかかわらず勤務時間数を定めていないため、明確にするよう検討を求めたもの
- 県立学校の工事に係る事務について、未経験者に対し研修の実施や相談体制の充実などが行われているものの、契約事務や設計積算、施工管理等において不備が依然見受けられるため、適切かつ円滑な執行体制を強化するよう求めたもの
- 特別支援教育就学奨励費について、保護者の経済的負担を軽減する目的で支給するという本制度の趣旨を踏まえ、児童等が乗車していない送迎時の有料通行料について支給対象とするよう検討を求めたもの
- 特別支援教育の研究・研修用として整備したタブレット端末について、他校へ管理替えする際に、使用簿や購入したアプリケーションについて確実に引き継ぐことで、

適正かつ有効な活用が図れるよう改善を求めたもの

- 一部の機関において、口頭により報告された数値を基に電灯量実費徴収金を計算しているが、伝達による徴収金額の誤りが懸念されるため、事務改善について検討を求めたもの

## (2) 企業会計

- 県立病院における診療業務受委託契約について、病院間の移動時間を加算した診療時間により報酬額を決定していたため、労働基準法等との整合性を考慮の上、契約条項の見直しを検討するよう求めたもの。
- 公用車のE T Cカード利用について、E T Cマイレージ登録されていないものが見受けられたため、登録について検討を求めたもの
- たな卸資産について、紛失や誤廃棄を防止する観点から、正確な在庫数量の把握が図られるよう適切な管理方法について見直しの検討を求めたもの

